

報 道 資 料

平成21年8月27日
市長公室人事課
(内線 2103)

市長・副市長の処分及び職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり処分の発令等をした。

記

1. 市長・副市長の処分

区 分	処分内容	処分理由	備 考
市 長	減給10分の1 1月	市政に対する市民の信頼を失墜させた総括的な管理監督責任を問う	
副市長	減給10分の1 1月	市政に対する市民の信頼を失墜させた総括的な管理監督責任を問う	

2. 職員の処分

(1)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
人権啓発課 横井人権文化センター 業務職員	43	H21.8.26	免職	停職期間中にもかかわらずスナックで同席した客の財布から現金などを盗んだため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
保護第二課 事務職員 村井 秀樹	40	H21.8.26	免職	生活保護受給者からの返還金等1,815,580円を着服したため	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(3) (2)の管理監督者

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
保健福祉部長 事務職員	58	H21.8.26	戒告	所属部長として管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
保健福祉部次長 事務職員	60	H21.8.26	戒告	上司として管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
保健福祉部次長 事務職員	59	H21.8.26	戒告	上司として管理監督責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号

保健福祉部参事 保護第一課長事 務取扱 事務職員	58	H21.8.26	減給10分の1 4月	所属長として管理監督 責任を問う(20年度 保護課長事務取扱)	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
保健福祉部参事 保護第二課長事 務取扱 事務職員	59	H21.8.26	減給10分の1 4月	所属長として管理監督 責任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
保護第一課長補佐 事務職員	59	H21.8.26	減給10分の1 1月	上司として管理監督責 任を問う(20年度保 護課長補佐)	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
保護第二課長補佐 事務職員	57	H21.8.26	減給10分の1 1月	上司として管理監督責 任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
保護第二課長補佐 事務職員	57	H21.8.26	減給10分の1 1月	上司として管理監督責 任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号
保護第二課 保護第三係長 事務職員	52	H21.8.26	戒告	上司として管理監督責 任を問う	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第2号